

## 長野県山ノ内町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

#### 1. 議決事件の追加による政策立案・チェック機能の発揮

基本構想及び基本計画の策定のほか4項目を議会の議決すべき事項に定め、策定段階から政策の立案に関わっている。さらには進捗状況等について常に検証等を行い、チェック機能を発揮している。

#### 2. 決算審査等における監視機能

予算決算審査委員会を平成27年にそれ以前の特別委員会から常任委員会とし、決算審査における議会の権能を強化している。議会として付した審査意見については、対応等の報告を求めており監視機能の強化に努めている。

#### 3. 意見書提出権の活用

町内外を問わず請願はもちろん陳情もすべて受理しており、採択されたものについてはできうる限り意見書として関係機関等に提出している。また、議員提案の意見書についても、平成31年3月議会で「種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書」を提出しており、意見書提出権を積極的に活用している。

#### 4. 議員同士の自由な討議

全員協議会においては、期数や年齢、役職等に関係なく必ず全議員の意見等を聞く場を設け、議員同士の自由な議論が行われるよう工夫している。

また、予算や決算の審査の中で報告書の総括意見や部会意見をまとめる過程において、自由に討議を行っている。

#### 5. 専門分野に関する研修

県や国の町村議会議長会の研修に積極的に参加しており、特に全国議会広報研修会に毎年交代で参加し町議会広報委員会でフィードバックしている。

また、町議会独自で議員のあり方の研修会やコンプライアンス研修会を開催し、議員の資質や専門性の向上に努めている。

## 6. 事務局職員の専門性向上及び事務局体制強化

県や国の町村議会議長会の事務局研修や全国議会広報研修会に参加し、職員の専門性向上を図っている。

また、決算審査の報告に際し、事務局職員の増員を求める意見を付すなど事務局体制強化に努めている。

## (事績2) 住民に開かれた議会

### 1. 議会報告会の開催

平成19年度から議会報告会を町内5会場で開催している。毎年約200名の参加者があり、議会や議員の活動を知ってもらうことや住民の意見を聴くことなど一定の成果が得られている。一方的な報告会にならないよう毎年内容を改善してきており、パワーポイントを活用したわかりやすい説明や令和元年度は参加者が気軽に発言できるよう少人数の班別意見交換会を設けるなど充実を図っている。

### 2. 子ども議会の開催

平成28年度から町の将来を担う子どもによるまちづくりの一環として、また議会への関心を高めてもらう機会とするために子ども議会を開催している。

子どもならではの感性での鋭い質問や意見が多く出されており、実現に向けて検討がはじまったものもある。また、議員の活動の刺激にもなっている。

### 3. 住民への広報活動

議会の日程や一般質問の内容等を行政防災無線やそれを補う手段としてのSUGUメール、議会ホームページにより事前の周知を実施している。

議会ホームページでは、会議録、議会だより、一般質問内容・答弁、議決結果など掲載し、議会の情報を積極的に住民に周知するよう努めている。

議会だよりを年4回発行しているが、当初単独での発行であったがより多くの人に見てもらうために町広報との合冊にするなど工夫している。毎回広報常任委員会で数日にわたり内容について議論を重ねてより分かりやすく伝える努力をするとともに議員の資質向上に効果が上がっている。

ケーブルテレビでは、本会議を録画放送しており住民が実際のやり取りを

視聴できる。

#### 4. SNSの活用

双方向のコミュニケーションツールであるSNSに着目し、若年層の住民の関心を高める方策としてフェイスブックを活用し、一般質問の事前告知、本会議傍聴の方法、議会報告会の様子、議長交際費の公開など日々の議会活動や議会の情報をわかりやすく伝える工夫をしている。また、町の内外から意見要望等のコメントが寄せられており、交流の機会となっている。

#### 5. 議場のバリアフリー化

令和元年度に議場傍聴席の改修工事を実施し、ユニバーサルデザインを念頭にすべての傍聴者が快適に傍聴できるようにするとともに、車イスでの傍聴が可能になるよう専用のスペースを設けた。